

令和6年第2回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年6月10日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	猿 橋 正 男 君	2番	小野寺 宗一郎 君
3番	黛 丈 夫 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	土信田 法 男 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦略課長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君	都市建設課長	大 橋 勝 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	山 田 浩 君

連絡員として出席した者の職氏名

まちづくり戦略課
主 席 主 幹
町 民 税 務 課
主 席 主 幹
生 活 安 全 課
主 席 主 幹
教 育 委 員 会
事 務 局 主 幹

齊 木 哲 也 君
笈 沼 里 美 君
駒 一 弘 君
篠 崎 雅 美 君

まちづくり戦略課
主 席 主 幹
健 康 福 祉 課
主 席 主 幹
都 市 建 設 課
主 席 主 幹

矢 島 征 幸 君
田 口 美 恵 子 君
堀 山 康 行 君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦略課主査

篠 崎 紀 大 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

松 村 聖 市

書 記

高 島 悠 仁

書 記

伊 藤 弘 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名であります。
会議は成立いたします。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。
本日の本会議における一般質問は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので御報告いたします。また、傍聴席が映像範囲に入ることでもありますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードへの切替えをお願いいたします。

◎一般質問

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第2、一般質問となります。
ただいまから町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、御手元へ配付した通告一覧表のとおりです。
順序に従い発言を許可します。
なお、質問時間は、申合せにより議長の発言許可より、答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◇ 猿 橋 正 男 君

○議長（樋下周一郎君）最初の質問者である猿橋議員は、発言席へ移動願います。

〔1 番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、1 番 猿橋正男君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後、発言席に戻り答弁をお聞きください。

1 番、猿橋正男君。

〔1 番 猿橋正男君 登壇〕

○1 番（猿橋正男君）おはようございます。

1 番議員、公明党の猿橋でございます。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様、誠にありがとうございます。

今年の梅雨は、平年以上に気温が高くなると予想されています。気温も高く、湿度も高く、熱中症になりやすい気象条件がそろっていますので、暑さ対策をしっかりとなさってください。また、梅雨前線の活動が活発になり、今年も大雨に注意が必要です。いま一度、ハザードマップの確認をしていただき、備えていきましょう。

今回は、2 項目 5 点の質問をさせていただきます。

1 項目めは、子育て世帯の支援についてです。

民間の有識者グループ「人口戦略会議」の公表に、全体の 4 割に当たる 744 の自治体が、2050 年までに 20 代から 30 代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとありました。10 年前、2014 年に行われた同様の分析に比べると、消滅可能自治体は 152 少なくなっています。しかし、隣接する自治体の中では、五霞町だけが、10 年前同様に消滅の可能性がある自治体となってしまいました。

今回の公表で、消滅可能自治体から脱却した例を挙げれば、宮城県の中部に位置する人口 5,500 人余りの大衡村では、2014 年に消滅の可能性があるとして指摘されたことをきっかけに、子育て支援を強化しました。また、村に定住する意思のある若い世代の転入者が住宅を購入する際、最大 150 万円を補助する制度を設けるなどした結果、子育て世帯の転入が増加したといえます。

鹿児島県の北西部、人口 9,600 人の長島町は、消滅の可能性があるとして指摘されたことで危機感を強め、対策を強化しました。町を出ていく若者を呼び戻そうと、独自の奨学金制度を創設いたしました。町外の高校や大学などを卒業した後に、10 年以内に町に戻って定住すれば、元金や利息の返済を町が肩代わりします。

五霞町も消滅可能性から脱却するために、子育て世代の支援に力を入れる必要があると思われま

茨城県の医療福祉費支給制度「マル福」で、小児、妊産婦、ひとり親家族、重度心身障害者などの医療福祉受給対象者の方に対し、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金について公費助成をしています。ただし、所得制限があります。

小児の対象は、外来でゼロ歳から小学6年生まで。入院で、ゼロ歳から高校生に当たる18歳までです。自己負担は、外来で医療機関ごとに1日600円を上限として、月2回まで。入院で、1日300円を上限として、月3,000円までとなっています。

五霞町では、小児医療福祉費制度として所得制限を撤廃し、外来における未就学児の自己負担金をなしにして、一部負担金の対象を高校3年生までに拡充しています。

昨年度までは、このように自治体が行う医療費助成により患者の自己負担が減額された場合、国から自治体への国民健康保険の国庫負担、補助金が減額調整されていました。しかし、今年度からこども医療費助成について、補助金の減額調整措置が廃止されました。

ここで、1点目の質問です。こども医療費の無償化はできないか。

2点目は、学校給食についてです。

文部科学省が2022年7月末に行った調査によると、給食費の負担軽減策を実施している、又は実施を予定していると答えた自治体は、合わせて1,491で、全体の83.2%に上ります。五霞町においても、地方創生臨時交付金等を利用し、減免措置が行われました。近隣においては、古河市、境町で、物価高騰による子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和6年度は無償化にして子育て支援を行っています。

2点目の質問は、本町における学校給食費無償化の実施についての考えはあるのか。

3点目は、消滅可能性自治体から脱却するために、子育て世帯の定住が不可欠です。定住を推進するための考え、施策はあるのかです。

以上が、子育て世帯の支援についての質問になります。

2項目めは、アピアランス、外見のケアについてです。

アピアランスケアとは、がんなどの治療によって生じる外見の変化に起因する身体・心理・社会的な困難に直面している患者に対して、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて患者の苦痛を軽減するケアを指します。治療を受ける患者さんが、外見の変化を気にしてストレスを感じている場合、これを緩和することが主な目的です。

目白大学看護学部が行った乳がん患者に対しての身体症状の苦痛度調査では、患者が示した苦痛の上位20項目のうち、12項目が外から分かる身体症状でした。1位が髪の毛の脱毛、2位が乳房切除、3位が吐き気、4位が手足のしびれ、5位が全身の痛み、6位、7位には、痛みもかゆみも伴わない眉毛・まつ毛の脱毛でした。

また、がんの罹患率に応じて対象者をサンプリングした調査では、患者1,000人のうち、60%が何らかの外見の変化を体験しています。そのうちの40%以上が、外見の変化を理由に、人に会いたくなくなったり、学校や会社を休んだり、辞めたりした経験があると答えています。体調の変化ではない外見の変化が、患者の生活を変えてしまっているのです。

患者にとって、外見は、他人から自分がどのように思われるかに大きく影響するものであり、外見が変化することは、心理的・社会的に大きな苦痛になります。アピアランスケアによって、患者の外見の悩みの本質を踏まえた支援を行っていくとともに、医療用ウィッグや

補装具等を使用することで、精神的負担を軽減させ、安心して社会生活を送れるようにサポートすることが必要です。

2012 年のがん対策推進基本計画に、がんになっても安心して暮らせる社会の構築との目標が追記されました。最近では、患者を取り巻く状況も変化しています。病院で外見の悩みを相談できる体制づくりも始まり、600 を超える自治体で、ウィッグ、かつらや補装具の購入費助成が行われています。

茨城県では、社会参加サポート事業で、「いばらき みんなのがん相談室」を開設し、がん患者に対して全頭用ウィッグ、乳房補装具に、それぞれ1人1回に限り、購入費用の半額、最大2万円を助成しています。

しかし、医療用ウィッグを必要としている方は、がん患者だけではなく、膠原病、代謝病、消化器病などの全身病、薬の副作用、頭皮の細菌などの感染症による脱毛の方、生まれつき髪の毛の薄い乏毛症、無毛症の方などがおられます。そうした方に対しても、外見ケアを行うことで、安心して社会生活を送れるようにサポートすることが必要だと思います。

また、髪の毛を困っている人のために提供するヘアドネーションの草分け的存在であるNPO法人JHD&C（ジャーダック）によると、18歳以下の子供に医療用ウィッグの無償提供を始めて、約7割が脱毛症の子供だったとの報告もあります。

そこで質問です。

1点目、県の助成制度の利用状況はどのようになっているのか。

2点目、県の助成はがん患者のみです。町で、がん以外の方に医療用ウィッグなどの購入費用の助成ができないか。

以上がアピアランス、外見ケアについての質問になります。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

発言席に移動させていただきます。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）1項目め、子育て世帯の支援についての1点目、こども医療費の無償化についてお答えを申し上げます。

茨城県では、小児等医療費を一部助成し、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に助成制度を行っております。

これに加え、町では、県の助成に上乗せする形で、未就学児までの外来の自己負担額を無償化し、同じく外来の自己負担分の助成を高校3年生まで拡大しております。さらに、私が就任した令和5年度からは、所得制限の撤廃を行い、誰でも安心して子育てできる環境づくりに向け、より一層の制度の充実を図ってきたところでございます。

議員から御質問のありました減額調整措置廃止に伴う子供の医療費の無償化についてですが、一般に、医療費の自己負担額を無償化にした場合に、医療の過剰診療につながるとも言われており、それにより医療給付費が増加し、国民健康保険料の負担額が増える可能性があるなど、デメリットの側面も指摘されているところでございます。一方で、子育て世帯の経済的な負担が減ることにより、住民満足度が向上するなど、メリットも考えられます。

このような状況から、子供の医療費の無償化につきましては、メリット・デメリットの部分をよく精査し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、私は、町長就任の際、町への思いは、1年たった今でもみじんも変わっておりません。町民の皆様と約束した五つの約束の一つである子育て支援の充実に向けて引き続き町政運営をしっかりと行ってまいります。

以上、1点目の答弁といたします。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

こども医療費の無償化について、メリットとして、子育て世帯の経済的な負担が減ることにより住民満足度が向上する。

デメリットとして、自己負担を無償化にした場合、医療の過剰受診につながり、医療給付費が増加し、国民健康保険の負担が増える可能性があるとのことでしたが、デメリットの部分は、見方を変えると、医療の受診をすることで、子供のけがや病気の早期治療につながり、結果的に医療費を減らすことが期待できると考えます。こう考えると、外来受診だけでも、未就学児と同様に高校3年生まで自己負担を無償化すべきです。

メリット、デメリットの部分を精査して、慎重に検討していくとのことのお考えがあるとのことですので、無償化に向けて前進をよろしくお願いいたします。

2点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）1項目2点目、学校給食の無償化について御答弁申し上げます。

初めに、現状について申し上げます。

当町の給食費につきましては、小学生が月額3,850円、中学生が月額4,260円と定めておりまして、夏休みの8月を除く年11回、保護者から徴収いただいております。

令和4年度の実績としましては、学校給食費全体として約7,800万円を支出しておりまして、そのうち、3,800万円が食材費に当たります。食材費3,800万円の73.7%に当たる2,800万円が保護者による負担となっております。

給食費の負担軽減に関するこれまでの取組としましては、先ほど議員さんからも説明がございましたが、地方創生臨時交付金を活用した減免措置を令和2年度には3か月分、令和4年度には5か月分、令和5年度には2か月分と、それぞれ実施してまいりました。

続きまして、令和５年度における県内市町村の給食費無償化実施状況について申し上げます。

令和５年度においては、４４市町村中１０市町村で給食費の無償化を実施しております。率にしますと、２２．７％でございます。当町を含めました残りの３４の市町村では、一部公費負担となっております。公費負担を実施していない自治体は県内にはございません。

続きまして、国の動きについて申し上げます。

国では、令和５年６月に閣議決定された「こども未来戦略方針」の中で、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面なども含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされております。

これらを受けまして、今後、町としましては、国の動向にも注視しつつ、引き続き、給食の無償化に向けて検討してまいります。

答弁については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○１番（猿橋正男君）ありがとうございました。

昨年４月の統一選挙のマニフェスト等で、各政党が学校給食費の無償化について言及していました。また、先ほどお話にあった「こども未来戦略方針」の中で、課題の整理を行い、具体的方策を検討するとありましたので、数年後には無償化の実施が予想されます。

しかし、近隣市町の古河市、境町では既に無償化が実施されています。本町においても、国の動向を待つのではなく、物価高騰から子育て世代を支援するために、短期間でもよいので無償化を実施すべきです。よろしくお願いいたします。

３点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、３点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、１項目め３点目、子育て世帯の定住について御答弁申し上げます。

人口減少や少子高齢化は依然として進行しており、移住・定住を促進していくことが、本町の発展にとって非常に重要であると認識しております。

このため、より多くの皆様に五霞町に興味や関心を持っていただき、町のよさを実感し、理解を深めていただくために、ＳＮＳ等を活用した町の魅力や移住・定住に関する情報などを積極的に発信してきたところでございます。

また、令和５年２月からは、町内において定住化促進プロジェクトチームを新たに立ち上げ、地域優良賃貸住宅の整備、区域指定制度の導入等のハード事業、子育て、医療、教育に関する支援等のソフト事業、移住サイトへの掲載や移住パンフレット作成等の情報発信を移住・定住政策の３本柱として支援策を展開してきているところでございます。

特に、知久町長就任後の令和5年度には、第1弾の支援策として、子育て世帯をターゲットとした保育料の無償化を実施し、延べ32名もの子育て支援を実現させたところです。

令和6年度からは、少子化対策、子育て世帯への支援等を強化するため、こども未来グループを健康福祉課内に設置し、体制を強化するとともに、閉館後の五霞西児童館を利用した放課後の子どもの居場所づくりとして、新たに「ごかつ子クラブ」の運営を開始したところでございます。

さらに、子育て世代の経済的負担の軽減及び合併症の予防等として、インフルエンザ、おたふくかぜ予防接種の無料化の実施、安心して子育てできる住環境整備を促進するため、地域優良賃貸住宅の整備などを進めております。

また、今後は、移住希望者一人一人のニーズに沿った相談対応や町の魅力を発信するなど、移住実現に向けたサポートを行う新たな地域おこし協力隊の募集や町の公式ホームページへ移住・定住の専用ページを作成するなど、積極的な情報発信に努めてまいります。

町としましては、今後ともプロジェクトチームを中心に、関係各課の連携により全庁的に施策を推進し、より多くの方に五霞町を移住先として選んでいただけるように、町の魅力発信と住民ニーズを踏まえた子育て世代に選ばれるまちとして、実効性のある移住・定住に結びつく施策に引き続き全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

五霞町に興味や関心を持っていただくためにSNS等を活用することは、若者世代に町の魅力を知ってもらうために大変有効だと思います。また、本町では様々なイベントが行われており、町外からも多くの方が来町しております。町のよさを理解していただけていると思っています。

子育て支援においても着実に前進しています。今、進められている地域優良賃貸住宅においては、子育て世代をターゲットにしていると伺っております。実際に五霞町に住んでいたき、町のよさを見聞していただくことは、定住に向けて重要です。

そして、今後、定住をしてもらうためには、大胆な施策が必要です。先ほど紹介した宮城県の大衡村では、若い世代の転入者が住宅を購入する際、最大150万円を補助した結果、子育て世代の転入が増加したとありました。本町においても、若い世代の転入者が住宅を購入する際、ふるさと納税の資金を活用し、大胆な補助をしてはいかがでしょうか。

魅力の発信、移住・定住に結びつく施策の推進、今後ともよろしくお願いいたします。

2項目めをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め、1点目及び2点目の質問に対し、一括して健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）それでは、2項目めのアピアランスケアについて、1点目から2点目までを一括してお答えいたします。

茨城県では、いばらきがん患者トータルサポート事業といたしまして、がん治療を受けている方の就労等の社会参加を応援するため、ウィッグ、かつら、乳がん治療後の補整下着などの乳房補整具の購入やレンタル費用の補助を行っております。補助率、補助額については、購入費の2分の1で、最大2万円となっております。

御質問の五霞町の方の利用状況でございますが、茨城県疾病対策課に確認しましたところ、茨城県全体では、令和3年度、ウィッグは672件、うち、五霞町の方は3件、乳房補整具71件、うち、五霞町の方はゼロ件。令和4年度、ウィッグは県全体で730件、うち、五霞町はゼロ件、乳房補整具75件、うち、五霞町の方はゼロ件。最後に、令和5年度ですが、茨城県全体でウィッグは733件、うち、五霞町3件、乳房補整具105件、うち、五霞町は1件の利用がございました。

続きまして、2点目のがん以外の方の購入費用の助成について御答弁申し上げます。

議員からお話のありましたがん以外の方のアピアランスケアのための助成につきましては、療養生活の質の向上や社会復帰への支援など、その有効性は認識しております。一方で、町民からの要望状況が不透明なことや、茨城県をはじめ近隣の市町村では、まだ費用の助成は行っていない状況にあります。

このようなことから、現時点では、町単独での助成事業は考えておりませんが、今後、県や国など、ほかの自治体の動向を注視してまいります。

いずれにいたしましても、町としましては、町民の健康を守り、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

2項目めの答弁は、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

いばらきがん患者トータルサポート事業の利用状況を調べていただきまして、ありがとうございます。

3年間でウィッグが6件、乳房補整具が1件と大変少なく感じました。補助金が出ることの周知が行き届いていないのではないかと思います。医療機関等での相談体制もあるので、そうではなさそうです。

ウィッグは、既製品で3万円前後ですが、着用時の不自然さや不快感があるそうです。セミオーダーで十数万円、フルオーダーになると、30万円以上にもなります。補助金をいただいても、かなり高額になるので、購入を諦めた方が多いように思われます。

今回の答弁では、がん以外の方への町独自の助成事業は考えておりませんとのことですが、外見の変化で人に会いたくない方がおられます。そこから、引きこもり、フレイル、認知症のリスクが高まります。県の事業の補助金に、町独自の補助金がプラスされる事業が検討されることを期待しております。

今後も町民が安心して暮らせるまちづくりをお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、1番 猿橋正男君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開を10時45分としたいと思います。

休憩中に場内の換気を行いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 黛 丈夫 君

○議長（樋下周一郎君）2番目の質問者である黛議員は、発言席へ移動願います。

〔3番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、3番 黛 丈夫君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

3番、黛 丈夫君。

〔3番 黛 丈夫君 登壇〕

○3番（黛 丈夫君）おはようございます。

3番議員の黛でございます。一般質問の2番手で登壇します。

傍聴席の皆様、本日は、雨でお足元の悪い中、議場にお運びいただき、誠にありがとうございます。皆様の町政への関心の高さの表れと受け止めて、私に与えられた一般質問、気を引き締めて望みたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、先月5月23日、石川県は、能登半島地震による災害関連死として、輪島市、珠洲市、能登町3市町の計30人が認定されたと発表しました。地震の犠牲者は、建物倒壊等による直接死230人を含め、260人となりました。改めまして、能登半島地震でお亡くなりになりました方々に深くお悔やみ申し上げますとともに、現在も避難生活に御不自由や再建に苦渋されている被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、まず、私が今回の一般質問の項目に掲げた理由を述べさせていただきます。

1項目め、五霞町DX、デジタルトランスフォーメーションについて。

D Xとは、デジタルによってビジネスモデルや仕事の文化が変革されることとしています。

経済産業省は、D Xを推進しないと、2025 年以降、国全体で最大で 12 兆円もの経済損失が生じる可能性があるとして発表しています。2025 年の崖問題ですが、20 年以上の既存システム、レガシーシステムと言うそうですが、複雑化、老朽化、ブラックボックス化している背景があり、データの活用ができない、システムの維持管理費が高額、保守運用の担い手がいなくなり、システムトラブルやデータ消滅等、リスクがあると言われています。

この内容には、全面的に受け取りがたいところもありますが、また一方では、D X、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、企業や組織は継続的に成長できる可能性が高まり、長期的には仕事や事業の変革が考えられるとしています。D Xの効果が見られるならば、進めることに私は賛同したいと思います。

なお、国は法制化を進め、強力にD X、デジタルトランスフォーメーションやデジタル田園都市国家構想に沿って事業予算を組み、県や自治体を巻き込んで推進しているところです。

そのため、五霞町も平成 24 年度に策定した五霞町情報化推進基本計画を見直し、令和 4 年度より五霞町D X、デジタルトランスフォーメーション推進計画を町の情報化関連最高の計画に位置づけて進めているところです。

そこで、私は、D Xの推進で町民への行政サービスの利便性や向上にどのようにつながっていくのか。また、私たち町民がD Xの利便性を得るためには、必要な情報リテラシー、使い方やスキルのレベルアップを図る必要があるのではと考え、町にはどのような支援計画をして進めているのか伺いたいと考えました。

続きまして、2 項目め、町の防災については、冒頭で話しました能登半島地震災害についての災害関連死、助かった命が、その後の避難生活で失われる事実から、被災後の避難場所、避難所の環境や避難支援体制の重要性を感じ、私たちの五霞町が被災した時、どうなるのか考え、現状と今後について伺いたいと思った次第です。

それでは、改めまして質問事項を整理させていただきます。

1 項目め、五霞町D X、デジタルトランスフォーメーションについて。

1 点目、背景、目的等。また、スケジュールなどの概要について。

2 点目、具体的な取組内容について。

3 点目、進捗具合と今までに得られた成果・効果について。

4 点目、マイナンバーについて。現在の取得状況及び利用状況。また、今年 12 月から健康保険証が使用できなくなる諸施策等について。

5 点目、D Xに関する懸念事項、その他について伺いたいと考えます。

2 項目め、町の防災について。

1 点目、町が指定する避難場所、避難所施設の施設設備状態及び収容員数の評価と改善の必要性について。

2点目、災害時の相互応援に関する協定について。食料や飲料水、生活必需品、避難所備品、物資等の提供及び方法をどうするのか。

3点目、災害時等の相互応援で広域避難の受入れ内容について。町は、原子力災害の広域避難者を受入れるとしていますが、五霞町が被災した、被災する場合の広域避難の構想は考えているのか。

4点目、危機管理監の任官について。今年の1月から危機管理監として任官されている方がおられますが、管理監に期待すること。業務はどのようなことか。

5点目、6月23日、日曜日ですが、実施予定をしている避難訓練。令和6年度避難力強化訓練の趣旨と目的について伺いたいと考えます。

2項目10点について質問いたしました。

それでは、私は、一旦席を移動させていただきます。

〔3番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め1点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、1項目め、五霞町DXデジタルトランスフォーメーションについて。1点目、概要について御答弁申し上げます。

令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

また、年々進展しているデジタル技術や生成AI等への対応、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、行政サービスの更なる向上が求められているなど、行政のデジタル化への対応は、喫緊の課題となっております。

そのような背景のもと、本町では、令和4年5月に五霞町DX推進計画を策定し、これまでに3回の改訂を行いDX推進に取り組んでおります。本計画は、デジタル化を通じ、住民の利便性向上、職員の業務効率化、データによる新たな価値観の創出を図ることを目的とし、国の関係法令、茨城県の計画、五霞町の計画に紐付く本町の情報化関連最高位に位置づけられています。

計画の構成は、国総務省の自治体DX推進計画に基づく7つの重点取組事項、本庁の課題に対応する5つの強化取組事項、デジタル田園都市国家構想によるものとして、2つの追加取組事項の3本柱となっております。計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間でございます。

推進体制は、情報化施策の円滑な推進を図るため、全庁的に協議及び連絡調整を行う機関として五霞町情報化推進委員会を設置し、全職員が一丸となって推進を図る体制を整備してございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3番（衆 丈夫君） ありがとうございます。

目的の中でですね、実は五霞町のホームページにも、これ出ていますね。対象である人や物とか、業務も含まれるかと思えますけども、デジタル化により、どのようによくなるのか。あと、町の行政では、例えば、先ほど課長がおっしゃられましたけども、町民はデジタル化で便利になる、職員はデジタル化で業務効率が上がると。また、データが新たな価値観を創生するような、生まれるようなことがあるとしています。私は、この目的を常に念頭に置くということが重要だと思います。

また、目的達成のために、5つのステップというのがあるんですね。それを見ますと、DXについて現場を見るですね。それとあと、状況を知ると。町の行政も組織ですから、全員が分かっていると。それで、こういう新たなことをやるのであったら試すわけですよ。それで使うと。使うのも、これについては非常に分かりにくいんですけど、町と行政としてやるべきことと、また、我々町民が使うという、その辺に焦点を置くと。その辺の手順がどうなるかということが、非常に重要じゃないかなと思っています。町職員だけじゃなくて、町民にも具体的に求められていることが周知されて受入れられていないと、行政のデジタル化推進の意味は薄れるというように私は感じています。

また、あえて言うこともないんですけども、DXは国が法律を制定しているので、強く推進しています。それにのっとって茨城県の計画、そして、それらに準じて五霞町DXの推進計画を進めています。ただし、行政運営で具体的な問題が発生しているとか苦しい事実があるから、あとは、住民が困っているなど、しなければならないことが明らかであれば、町行政の対応も全力を投じると思えますけども、差し当たって困っていないようなこと、ただし、今後のため、未来のためにしなければならないところを行っているような気がするので、非常にやりにくい事業かなとも、私、受け取っています。DXは、その部分が明確に見えていないので、探し出して対応していくような業務もあるのかなと思っていますので、分かりにくいと思います。

まず、1点目はここまでとして、議長、2点目の進行をお願いします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君） それでは、1項目め、2点目の取組内容について御答弁申し上げます。

代表的な取組内容を申し上げますと、五霞町DX推進計画、重点取組事項1、フロントヤード改革の推進では、町民税務課①番窓口において、令和5年2月から転出・転入ワンストップを、令和5年7月からは、書かない窓口を導入し、運用しております。

このサービスは、マイナンバーカードを利用して転出手続と転入の予約がオンラインでできますが、役場に来庁して手続する際は、来庁者への聞き取りにより職員が書類の作成を支援するものです。来庁する負担や時間削減、書類の記入負担削減を図ることが目的でございます。

また、重点取組事項4、マイナンバーカードの普及促進・利用促進では、令和5年12月1日からマイナンバーカードを利用した電子図書館サービスを開始し、運用しております。

このサービスは、スマートフォンやパソコンで自宅から電子書籍を閲覧することができるもので、利用者の利便性向上を図るものでございます。

その他、今後の展開といたしましては、住民が役場に来庁することなく手続を行うことができる電子申請システム、公共施設予約システム導入や書かない窓口サービスの利用窓口の拡充を考えております。また、災害発生時における避難所運営等をマイナンバーカードを利用したデジタル活用に向け、現在検討を進めております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3番（衆 丈夫君） どうもありがとうございます。

正直、私たちですね、余りよく、そういった具体的な対応をやっているというのを知らないんですね。もう少しホームページをよく見て、しゅっちゅう見て、こういうことができるのかなど。例えば、マイナンバーカードですけども、いろいろとできるようなこと。それとあと、見させてもらいましたら、先ほどの五霞町DX推進計画の中で、いろいろなテーマが、できそうな雰囲気が漫画で、漫画というか、イメージで描いてありました。これができるとうございんだなと。そういう感じは受けました。

ただし、今、課長がおっしゃられたことについても、これからのこともありますし、なかなか周知していないというような感じも受けます。

この後ですね、町としては、当然のことなんですけども、いろいろなことができるんであると思うんですけども、町職員でよく話し合ってもらおうと。それが大事だと思います。それと、自分たちでできる効果的なことを取組にすると。具体的なことができることを、まず優先すべきだと思っています。重要なのは、町政に立脚して現場をよく確認することと、町職員全員が目的・内容を理解して進めることだと思っています。

以上です。

次へ進めていただきたいと思います。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、3点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君） それでは、1項目め3点目、進捗状況について。得られた成果、効果について御答弁申し上げます。

五霞町DX推進計画の進捗状況は、五霞町DX推進計画アクションプランにおいて取組事項ごとに成果指標・活動指標を定めて管理してございます。

代表的な取組内容の進捗状況を申し上げますと、重点取組事項1、フロントヤード改革の推進では、活動指標として、オンライン手続きができる件数を26手続と設定しており、既にオンライン手続きができるようになってございます26手続のうち、転出・転入ワンストップを例に挙げますと、オンライン手続きをすることが可能となっている転出手続が、令和5年度の実績で全229件中8件ございました。全体の割合からすると、オンライン手続きによる件数は低い状況ではありますが、住民が役場に来庁することなく、開庁していない時間帯にも手続きができる住民の利便性向上につながっており、一定の効果は得られていると考えられます。

次に、重点取組事項2、基幹業務システムの標準化・共通化では、令和7年度末までに国が示す対象20業務の標準仕様に基づいたシステムへ移行することになっており、成果指標として、標準化への移行率が100%と設定しております。現在の進捗状況は、システム業者との調整の中で、令和7年度中に標準仕様に基づいたシステム移行日が示されており、その移行に向けた準備を進めておりますので、国が示す令和7年度末までの移行は達成される見通しであると認識しております。

次に、強化取組事項1、ペーパーレス化及び押印省略・オンライン手続きの推進では、成果指標として電子決裁率が100%と設定しております。令和5年度の実績は97.1%で、紙の印刷が減ったことで、用紙代、印刷代の削減につながっており、一定の効果は得られていると考えられます。

取組事項の中には、現在、取組に向けた情報収集の項目もございますが、おおむね計画どおり事業が進んでいるものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3番（衆 丈夫君） どうもありがとうございました。

具体的な内容を打合せの時にお願いしたので、ありがとうございました。

先ほどのオンラインでやった方が229件のうち、8件と。でも、8件でもあったと。若い人は、もう面倒くさいから庁舎なんか来ないで、ホームページから入ってやっちゃうんだと思います。これが、おそらくどんどん増えていくと。

ただし、それ以外に高齢化が進んでくると、こういったサービスをどこまで受入れられるかという問題は出てくる。

また、庁舎内のペーパーレスとか、これは当たり前のことですし、これから例えば、庁舎の建て替え等、そういったところを踏まえたときは、最低でもこういった対応をしておかなくちゃいけない。例えば、この我々、今度、議会のほうもあるのですが、議場なんか紙を減らすようなことを考えていかになくちゃいけないかなと思っています。1枚の紙、資料が間違っていたといって差し替えるのに、職員の方が飛び回るようではまずいなど。貴重な労力です。そういったことも必要ではないかと思っています。

議長、次をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）1項目4点目、マイナンバーについての御質問にお答えします。

まず、現在の状況から申し上げます。

マイナンバーカードの申請及び交付状況ですが、令和6年5月19日現在、住基人口では、令和5年1月1日基準で8,112人に対し、申請受付件数は7,892件で、97.3%。交付件数は7,294件で、人口に占める割合は89.9%となっております。約9割の方が、マイナンバーカードを所持しておりますが、残りの1割の方がいまだ未申請となっており、多くは施設入所や高齢者の方が含まれるものと推測がされます。現在も役場に出向いての申請が難しい方には、出張にて対応をしておりますが、今後も継続し、少しでもより多くの方がマイナンバーカードを取得していただけるよう努めてまいります。

続いて、マイナンバーカードの利用率ですが、マイナンバーカードに健康保険証を結び付けている方で、令和6年3月診療分の国民健康保険加入者1,881人に対し、マイナ保険証登録者は1,252件で66.6%、病院等で診療する際にマイナ保険証を利用している利用率は12.81%。全国平均利用率は5.7%であるため、全国平均より高い利用率となっています。

後期高齢者医療保険については、令和6年3月診療分、加入者1,441人に対し、マイナ保険証登録者数817人で56.7%。病院等で診療する際にマイナ保険証を利用している利用率は7.35%で、茨城県全体では5.28%と、県より高い利用率となっています。

また、そのほかでは、確定申告した件数が全体で1,927件。そのうち、e-Taxを利用して申告した件数は1,530件で、79.4%となっております。

町としましても、利用率向上に向けて、マイナンバーカードの利便性など周知していきたいと考えております。

次に、マイナンバー法等の一部改正法の施行期日を定める政令に基づき、令和6年12月2日よりマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することが決定し、現行の紙の保険証は廃止されます。経過措置として、未取得者を含むマイナンバーカードに保険証を結び付けていない方に資格確認書を発行し、8月発行する保険証は、有効期限が令和7年7月31日までと、1年間使用することができます。しかし、12月2日以降は、国保資格取得者や保険証の再発行など、既存の保険証は発行できなくなることから、マイナンバーカードを持っていない方に周知の徹底を図る予定でございます。

また、医療機関でマイナ保険証を利用した際、誤差が生じた場合など早急に検知できるよう、システム改修を行うなど対策を進めているところでございます。その他、マイナンバーカードを利用する際に必要な暗証番号については、5年と10年で更新が必要である周知も取得同様に徹底して行ってまいります。

今後、更に公的機関でのマイナンバーカードを利用するの事業は増加することから、先ほども申し上げましたが、より多くの方が取得できるよう周知の徹底や取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上、4点目、マイナンバーについての答弁でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3番（衆 丈夫君） どうも具体的にありがとうございました。

私的にはですね、予想外に結構やっているのかなと。確かに、まだ率は低いですけどね。五霞町は、一生懸命やっているなという感じがしますよね。そう受け取ります。

ただ、いずれにしても、まだ、何だかんだ言っても足りないですね。それには、一番最初に、健康保険証の紐付けをやった時にいろいろなトラブルがあって、カードへの信頼に水を差すようなことがあったのも一つの原因かなとは思っています。現在は、システムも改善して、マイナンバーカードの運用に問題は生じていない。また、町でも、何かあれば、すぐ対応をするということなんだろうが、マイナンバーカードで得られるいろいろなサービスや効果の実感を得るには、使用してもらわなくちゃいけない。私はそう思っているんですけど。

私の要望ですけど、町としては、マイナンバーサービスの提供について、できるだけ分かりやすい説明とかパンフレットの的なもの、広報を含めてですね、お願いしたいと思います。マイナンバーカードが使える、便利だと実感しないと、町行政が行うデジタルトランスフォーメーション推進も中途半端になってしまうようなのではと。また、時間がかかると思います。

また、同時にですね、マイナンバーカードの個人情報の保護とかセキュリティーについて、町民側に立って丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

次をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、5点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君） 1項目め、5点目、懸念内容、その他について御答弁申し上げます。

D X推進とは言いながらも、実際にはデジタル化に対応できる人、対応が困難な人、いわゆるデジタルデバイト、情報格差がある状況です。D X推進を図り、住民の利便性向上を進めていくためには、この格差を解消していく対策が重要であると考えております。

この格差を解消していくために、昨年度から取り組んでおりますスマートフォン教室、パソコン教室の開催は効果的であると考えております。特に、地元住民のデジタル推進員によるサポートは、きめ細やかな対応で好評でございます。

今後は、住民の皆様の受講機会を創出し、さらには、相談できる環境の整備に向け、検討を進めてまいります。併せて、住民がデジタルの恩恵を受けられるよう、デジタル人材育成プランに基づき、我々職員のスキルアップも同時に進めることが必要不可欠だと考えており、更に職員に対し研修を実施してまいります。

また、計画の最終年度となる令和7年度までにDXを集中的に推進するためには、その専門性の高さから、デジタルの知見を有する外部人材の活用が必要であると考えております。外部人材を活用することで、町の進むべき方向性や効果的なデジタル推進・情報政策、デジタル人材育成などにも大きなプラスの影響が期待できます。現在、地域活性化起業人制度を活用した人材派遣型など、国の制度等を活用したデジタル人材の確保について、関係する企業等から情報収集しているところですが、今後、外部人材活用に向け、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 篠 丈夫君。

○3番（篠 丈夫君） ありがとうございます。

いろいろ具体的に進めようとしているということは、よく理解できました。

ただ、どうにもならないことも結構、これ、さらっと言っていますけどね。専門技術者の不足とか、職員のレベルアップといってもなかなか難しいと。さらに、町民への周知、理解。先ほど言っていましたけど、スマートフォンとかパソコン教室ですね。これは、非常にやらくちやいけないと思っていますし、実は、つくば市の関係で、私、情報を得たことがあります。つくば市は、国から特別に指定されているんです。戦略特区ということで。だけど、やっていることは、スマートフォンの教室をやっていると。まず、その底辺を広げないと駄目と。底辺も広げないと、幾ら備えても、いろいろなデジタルでいいことができるよといっても、それをサービスとして受け取れない状況があると思うんですね。それをまず徹底してやると。

それには、町民の人にも理解してもらう。さらには、スマートフォンも結構高価ですから、できれば、要望としましては、幾ばくかの補助をしてもらおうと。それには、宝の持ち腐れになっちゃ困るので、できれば、教室の時に貸出しをして、これはいいなと思うようなレベルに達して買うとか、その辺のバランスは取らなくちゃいけないと思うんですけども、そういったことも必要かと思います。

とにかく、せつかく国がやろうとしていると。ただ、国のやっていることも、なかなか末端に通じているかという、なかなか通じない。ただ、末端に伝えるべき者は、一番身近にいる町の行政であると思います。皆さんだと思いますので、その辺をもう1回立ち戻っていただいて、やっていただきたいと思います。

以上で、1項目めの質問は終わりにします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） それでは、2項目め、町の防災について。

1点目、町が指定する避難場所、避難所施設の設備状況及び収容員数の評価と改善の必要性について御答弁申し上げます。

町が指定する避難所については、現在、五霞中学校や中央公民館など16か所となっております。各避難所とも老朽化はあるものの、毎年、電気設備や給排水設備、空調設備等を点検し、使用可能な状況を維持しております。

次に、収容員数についてですが、内閣府が示す1人当たりの必要面積3.3平方メートルを適用し算定しますと、長期避難における収容員数は、16避難施設で合計7,820名となりますが、仮に風水害で町内全域が1階部分まで水没することを想定した場合には、使用できる施設は8施設で、3,650名の受入れ能力にとどまっております。また、地震を想定した場合、現在、町において耐震補強済みである施設は、五霞中学校、五霞小学校、旧五霞東小学校、中央公民館の4施設となっており、震度6弱程度の地震災害を想定した場合、この4施設での受入れ能力は5,540名となっております。さらに、災害関連死防止の観点から生活環境を配慮すると、実際の収容員数については、これを大幅に下回ることも予想されます。

町においても避難者の推計を行っておりますが、風水害においては、平屋建ての住宅の方を避難対象とした場合、最大約2,000名の方が、また、地震においては、旧建築基準適用の家屋の住民の方を避難対象とした場合、最大約2,800名の方が避難を要する試算となっております。この試算結果から推察すると、実際の災害時には、避難所の受入れ可能人数を超過することも想定され、更なる避難所の確保に加えて、町外への広域避難も検討していく必要があります。

いずれにいたしましても、町としましては、災害時における避難体制の強化に全力で取り組んでまいります。

2項目め、1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） 試算結果が結構具体的に出ていて、今までは「このくらいできます」と言っていたんですけど、「これしかできない」という感じになったんですね。これは、初めてのこと。だから、我々もそこをよく受け止めて危機感を、もっと真面目に避難とか、避難所、あと、どうするんだという行動を含めて考える必要があると思います。

現状を捉えて、更なる避難所の確保に加えて、町外への広域避難も検討していく必要もあると思いますけども、私的には、まずは町内の避難体制の強化、具体化を図るような要望をいたしまして、次に進みたいと思います。

議長、次をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）2項目、2点目、災害時の相互応援に関する協定における食糧等の提供のタイミングと納入方法について御答弁申し上げます。

現在、町では、41団体と48件の相互応援協定を締結しております。締結内容としましては、災害時における物資の支援が25件、人材等の支援が13件、その他避難施設の提供や広域避難者受入れ等が10件となっております。

災害時における物資の支援に関する協定につきましては、議員御指摘の物資等の提供のタイミングや納入方法等について、これまで運用実績もなく、災害という特殊性に応じた包括的な協定のため、細部の明確な事前の取り決めがないのが現状であります。

災害時の食糧等の確保に当たりましては、災害の規模や避難する住民の数にもよりますが、各自持参する食料や町が備蓄している食料には限界がありますことから、可能な限り速やかに、おおむね3日を目標として、協定を締結している相手先と連携し、早期に食糧等の提供ができる体制を整えていきたいと考えております。

町といたしましては、締結した協定がより有効に機能するように、訓練等を通じてより実効性のある協定の運用に努めてまいります。

2項目め、2点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3番（衆 丈夫君） ありがとうございます。

相互応援は、原則として応援してくれる先は被害を受けていない、又は応援できる状況にあるということが条件ですよね。五霞町は、このところ大きな被害がなかったのですが、五霞町が被災した時に、どのように支援してもらえるのか分からない。そのような状況においては、平常時、今の段階で確認すると。相手先とコミュニケーション、情報交換をしておくことが必要かと思います。

また、町が避難物資をどの場所で受けて、どのように避難場所、避難施設に届けるのか。例えば、公助を受けるにしても、具体的な検討が必要だと思います。

また、答弁にもありましたけども、町民の災害に向けた心構えとして、自らの準備として3日以上飲料水や食料、その他の避難物資、薬も含むのですが、この確保を各自が行うことが必要です。災害に向けた心構え。自分のことは自分で守る。3日間は、自助対応を改めて周知する必要があると考えます。

議長、次をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 2項目め、3点目、原子力災害に伴う広域避難者の受入れと、五霞町が被災した場合の広域避難の準備について御答弁申し上げます。

初めに、原子力災害に伴う広域避難者の受入れについてでございますが、現在、東海第二発電所の原子力災害に備えて、水戸市民約2,000名を受入れる協定を平成28年8月に水戸市と締結しているところです。具体的には、五霞中学校をはじめとする町内公共施設10施

設において、最大 2,007 名、原則 1 か月以内の期間で避難者の方々の受入れを行うこととしております。

町といたしましては、ほかの市町村の方々であっても避難者を受入れることは、地方公共団体としての使命であると考えておりますので、今後も茨城県や水戸市と連携して受入れ体制の強化に努めてまいります。

続きまして、町の広域避難の準備についてでございますが、議員御承知のとおり、五霞町は、災害、特に水害については、町内全域が浸水地域となっており、水害時は町内にとどまらず、他市町村への広域避難を視野に入れて防災対策を講じていく必要があると認識しております。

水害等により避難する場合においては、町外の親類縁者等への自主避難をされる方もあらうとは思いますが、町としては、町民全員が一時避難所に避難できるよう、今後、受入れていただける市町村やバスの借り上げ等による避難方法などを検討していきたいと考えております。

2 項目め 3 点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3 番（衆 丈夫君） どうもありがとうございました。

東海第二発電所の原子力災害では、水戸市民 2,000 人を我が町で受入れると確認できました。

また、災害避難者、困っている人への支援は、行政だけでなく、町の町民としましても行ふべき、当然行ふべきことだと思います。できることはやってあげると。

さらに、県や他の市町村との災害時の連携協定は、何もない時にやらなくちゃいけない。これは確実にやってほしい。なかなか難しいですけども進めてほしいと思います。

同時に、我が五霞町もいつ災害に見舞われるかは分からない。町の広域避難も、先ほど示していただきました。境町は、確か、台風 19 号の時に既にやったと思います。それが、良かったか悪かったかは別にしましてですね、そういうツールも作っておかないと、いざという時に困るんじゃないかと。具体的にしておいて、我々の安心を確保していただきたいと思ひます。

それでは、議長、次へお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、4 点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 2 項目 4 点目、防災危機管理監の業務についてお答えを申し上げます。

近年では、急な豪雨による災害や土砂災害、さらには、元旦早々能登半島を襲った地震のように、全国各地で想定を超えるような大規模災害が頻繁に発生しております。

当町においても、令和元年台風 19 号では、五霞町始まって以来の避難指示を発令し、11 か所の避難所を開設し、約 1,500 名の町民の方々が避難されましたが、災害対応等に多くの課題が残りました。

このため、私は、昨年の町長就任時から、町の災害発生時の対応能力の向上を図る必要があると痛切に感じており、本年1月より防災担当の危機管理監を採用したところであります。業務につきましては、平常時には、町の地域防災計画をはじめ、防災危機管理体制の再点検や防災危機管理教育の実施、町民等の防災意識の啓発等、そして、災害時には、災害対策本部の運営をはじめとする災害応急対策の実施を行うこととしております。

今回採用した危機管理監につきましては、長年の勤務の中で培った防災危機管理に関する知識や経験、さらに地域防災マネージャーの資格を有した元自衛官であるため、既に即戦力として大いに力を発揮しています。これまで、職員に対し災害に取り組む姿勢等についての防災講話や、小学校6年生及び中学生を対象に防災教育講習会を実施しました。また、災害対策本部の設置訓練や避難行動要支援者に対する訓練など、実際の災害を想定した防災訓練を行う計画を立てるなど、様々な取組を行っています。

町といたしましては、今回の危機管理監の採用を契機といたしまして、より一層の町民の防災意識の高揚に努めるとともに、町の防災体制の充実強化を図ってまいります。

2項目4点目につきましては、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3番（衆 丈夫君） ありがとうございます。

令和元年の台風19号における災害対応の課題の解決に向けては、現在、私は個人的には、かなり不十分であると思っております。特に、客観的に町の防災を評価して具体的改善につなげていくこと。これが、特に不十分。客観的に見るということが大事だと思います。

よって、このたび任官された多くの災害を現場で経験されている危機管理監には、町の防災体制及び災害発生を想定した危機管理の具体的評価により、町の防災力、あとは避難力の充実、これに期待したいと思います。

議長、最後の質問へお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、5点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 2項目5点目、6月末に実施する避難訓練の趣旨、目的と内容について御答弁申し上げます。

今回は、降雨による災害の危険性が高まる出水期を前に、利根川での洪水を想定とし、町の避難対策能力の向上はもちろんのこと、町民の皆さんの避難行動を起こす意識の向上と定着化を図ることを目的として、避難力強化訓練を実施することといたしました。

訓練内容ですが、非常事態等の確認や情報の共有、応急対策の検討を想定した災害対策本部設置訓練や災害弱者と言われる避難行動要支援者に対し、行動を補助する支援者や社会福祉協議会、民生委員等と連携し、安否と支援の要否の確認を行い、避難所まで移動する訓練など、実際の災害での対応を想定したものとしております。

また、新たなる試みとして、混乱する災害時に、避難所においてマイナンバーを利用することによりスムーズな受付を可能とし、その情報を電子地図に表示し、見える化をすることで安否確認を行えるシステムの構築に向け取り組んでおります。

さらに、災害時の情報活動をより正確かつ迅速に収集が行えるよう、ドローンを使った災害状況の確認などにも取り組む予定としております。

町といたしましては、今後の訓練を通じまして、災害発生時に直面する新たな課題を見つけ、必要に応じて地域防災計画の改定をするなど、今後の防災体制の強化に努めてまいります。

2項目め5点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 衆 丈夫君。

○3番（衆 丈夫君） どうもありがとうございました。

危機管理監が来たということで、新たなる動きが、ここにあります。今までやっていなかったこと、災害対策本部の設置というのは実際なかったわけですから、どうやるのか。まず、そこも初めてというか、やらなくちゃいけないと。

それとですね、災害弱者に目を向けたこと。これは非常に大きい問題だと思います。今まで、民生委員とか支援員に全部お任せ的なところがあったので、実際にやっていないんですよ。これはもう大進歩。やって、いろいろ問題が出てくると思います。これは重要なことだと思います。

それと、あとは、マイナンバーによるスムーズな受付。これは、やってみなくちゃ分からないですよ。ある新聞では、能登においては、マイナンバーカードを持って逃げて来ないから、全部手書きで、えらく時間がかかったと。それについても、長谷知事は、それは1月だったので、今度は3月の段階で、マイナンバーカードは災害時には有効であると言っちゃってるんですね。我々は、この避難訓練で、本当に有効かどうかは確認しなくちゃいけない。駄目だったら、別のことを考える。そのくらいのことも必要だと思います。

あと、ドローンとか。先ほど私、避難物資が届いても、どうやって運ぶんだよと。場合によったら、ドローンなんかが使えるかもしれない。そういうことも踏まえて、可能な限り具体的にしていきたいと思います。

防災計画の改定を含めて、文章化すると、何か終わったような気がするんですけど、形にしていきたいと思います。

終わりになりますけれども、五霞町の置かれた自然的条件、河川に囲まれた中州に形成された町です。かつては頻繁に洪水に見舞われて、毎年のように水害との戦いの日々が続いていましたが、現在、利根川のスーパー堤防が築かれて、町は利根川の右岸、首都圏側に位置しているため、堤防が決壊したら、東京・埼玉にある重要な国や首都圏経済機能に甚大な被害が及ぶと。そのため、町民の中には、利根川堤防は、左岸が切れると。そういうことになっていると。五霞町は安全だという方も多く見られます。

しかしながら、昨今の自然災害では、発生した後では、想定外という言葉で結論付けられているように、自然の脅威は計り知れない。そして、大きな災害の前には、その兆候と見られる小さな問題や災害が発生しているんですね。ただ、気がつかなかったと。大きな災害、過去の台風19号が、その兆候にならないように懸念されると思いますが、当時は、上流のハツ場ダムが試験湛水段階で洪水を抑えたとも言われています。そして、現在は、あの時の状況からは、洪水時の貯水の能力は減るのではと推測されます。災害への備えは、災害が起きる前にしておく。当たり前のことですが、今、それをしなければと強く思います。

さて、以上で私の一般質問は終了となります。長時間にわたり傍聴していただきました皆様、また、本日の質問答弁の準備をしていただいた町各課担当並びに答弁賜りました課長、町長には心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。

これにて終わります。

○議長（樋下周一郎君）以上で、3番 黛 丈夫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 山 本 芳 秀 君

○議長（樋下周一郎君）3番目の質問者である山本議員は、発言席へ移動願います。

〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、4番 山本芳秀君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後、発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

4番、山本芳秀君。

〔4番 山本芳秀君 登壇〕

○4番（山本芳秀君）皆さん、こんにちは。

4番議員、山本です。

まず、本日、大変お忙しい中、傍聴においでいただいた皆様、大変ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

さて、今年も徐々に天気の様子を肌で感じ、真夏の季節に近づきつつあることが実感できる日々が続いております。それにつれ、大型台風、いつ起こるか分からない大地震など、自然災害に対し不安を感じることも多々あります。町においても、町民の生命と財産を守ることが使命とされますので、今から災害に対する備えを十分にしていきたいと思っております。

それでは、早速ですが、今回の質問に至った経緯について述べさせていただきます。

令和6年4月より小学校が統合され、五霞小学校が誕生しました。改装により真新しくなった校舎は、五霞中学校に隣接し、いよいよ小中一貫教育がスタートした感があります。御父兄の皆さんをはじめ、町民の方々は、その行く末に大きな期待を持っているかと察するところではあります。

過日、議会でも校舎の見学をさせていただきました。各教室、体育館には冷暖房が完備。子供たちがよりよい環境のもとで勉学、スポーツに打ち込めるようなきめ細かな配慮がなされており、これなら他の学校に遅れはとらないだろうと思われました。大変感銘を受けました。

そこで、今後、少子化が加速する中、教育の中身をより充実させることが重要かと思えます。そこで、これから先を見据え、教育内容がどう変化していくのか、お伺いしたいと思います。

そこで、1点目。なぜ小中一貫教育を行うのか。従来の教育を変更に至った背景について伺います。

今、全国的に少子化が加速している中、児童・生徒の減少により学校運営に支障を来すことが懸念されます。魅力的な教育を実践しPRすることにより、他地区への流出を抑制し、逆に、子育て世代の転入に効果があれば、未来の町発展に大きく寄与するものと思えます。

議会全員協議会で概略の説明を受けておりますが、改めてお伺いいたします。

次に、2点目。先に述べたとおり、従来の教育から小中一貫校に舵を切ったわけですが、従来と比較し、どこが変わったのか。説明をお願いします。

私の知る限りでは、教員の先生方が専門分野について、小中を問わず、9年間を通し指導することや、教室についてお互いに有効に利用できるなどを聞いております。

つまり、今まで小学校6年間、中学校3年間で区切るのではなく、9年間で教育することになるとのことです。子供によって学力に差があると思われ、格差が広がることも心配です。また、小学校から中学校になると、学校生活に慣れるまで時間を要するが、この壁がなく、スムーズに中学校の生活に移行できるメリットもあると聞いております。

しかしながら、大変抽象的な部分もあります。そこで、これらについても具体的に説明をお願いしたいと思います。

次に、3点目。今後の生徒数と、それに伴う教職員数の推移について伺います。5年後を見据えて答弁をお願いします。つまり、今の小学1年生が6年生に、小学校4年生が中学校

3年生になった時、小・中学校の職員数は、今からシミュレーションしておくことも必要かと思います。

つまり、県職員の配置数は、教室数が基本になると認識しております。これから生徒数が減少になれば、各学年のクラスが単学級になることも想定されます。そして、教職員数は、減少の一途をたどることになると思います。単純に考えれば、生徒が減ったのだから、教職員も減るのは当然と考えられます。今まで、2クラスあり、2人で担当していた業務が1クラスになり、1人で担当すれば、多くの行事を1人で担当することになり、負担増になることも考えられます。今、教職員の働き方改革が話題になり、極力業務改善に努めるよう指導されておりますが、五霞町では、教育活動指導員として教員退職者等を雇用しており、これらの報酬は町財源から支出しております。学校教育が円滑に進むよう今後も指導員の方々の採用は不可欠かと思います。他自治体の動向を注視しながら、教育の質を高めるよう努力し、教職員の適正配置に努力してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に4点目。指導主事・社会教育主事について伺います。

円滑な学校教育運営に対し設置は必要と認識しておりますが、果たして、どの程度効果が期待できるのかは不透明です。私の知る限り、指導主事は、新任の教員を指導することが任務であり、社会教育主事は、中学校部活動の地域移行、公民館講座等事業活動の業務の指導が主であると聞いております。また、社会教育主事は、五霞町においては前年度は設置していなかったと認識しておりますが、小・中一貫教育が始まったことが原因で採用になったのかどうか伺います。

教育委員会の中核をなす指導主事・社会教育主事は、御父兄の方々をはじめ、町民も注視していると思います。そこで、業務内容はどのような色分けになっているのか。改めて伺います。そして、どのような役割を担うのか。それに対し、誰が評価するのかについても伺います。

次、2項目め、当町における未婚・晩婚化の傾向と対策について伺います。

この件については、全国的傾向であります。昨今、町においても大変顕著になってきたように思います。空き家の増加や少子化の要因となり、将来の五霞町に大きな影響があるものと危惧するところです。

そこで、行政としてどのようにお考えになっているのか、お伺いします。結婚支援等の対策を講じてはいると思いますが、現在取り組んでいる事業についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、3項目め、定住促進整備事業について伺います。

まず、過日の民間組織、人口戦略会議での報告書で、将来的に人口減少が進み、自治体運営が立ち行かなくなる消滅可能性自治体が、茨城県で五霞町を含め17市町村で、全体の38%超に上ったと報道がありました。2020年から2050年の30年間で、子供を産む中心世代の20～30代女性が半数以下になるとの推計が根拠になるとのことです。大変ショッキングな報道ではなかったかと思います。

そこで、1点目。現在、子育て世代向けの地域優良賃貸住宅の整備を進めており、人口減少対策に取り組んでおりますが、この住宅整備の進捗状況と、完成時期を見込んだ入居者募集時期はいつになるのか。また、家賃はどれくらい見込んでいるのか、概略の説明をお願いいたします。

次に、2点目。新たな企業誘致を見据えた住宅整備について伺います。当町では、現在、新たな産業団地の開発に取り組んでおります。町の活性化、財源確保にとって大変有意義な事業です。そして、雇用の場の創出にも期待が持たれます。五霞町では、既に区域指定を運用しておりますので、企業誘致と同時進行で、住まいの要望にも応えられるような住宅整備も必要ではないでしょうか。行政では、どのように考えているのか、お伺いします。

以上、3項目7点について質問の趣旨を述べさせていただきました。

これより発言席に移動させていただきます。

〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）1項目め、小中一貫教育の具体的な取組について。

1点目、小中一貫教育となった背景について御答弁申し上げます。

本町の児童・生徒を取り巻く環境は、近年急速に変化しつつあります。さらに、人口減少や少子高齢化が深刻であり、年々児童・生徒数が減少しております。特に統合前の五霞東小学校、五霞西小学校では、ほとんどの学年で1クラスとなり、交友関係の固定化が見られ始めました。このような環境の中では、社会性を育むことが難しい状況となっております。

こうした社会の変化の中、国では、平成26年度の中央教育審議会において、小中一貫教育の総合的な推進方策を示しました。平成27年には、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されました。さらには、現在、本町でも取り入れております組織上独立した小学校と中学校が、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を実施する小中一貫型小学校・中学校が制度化されました。

これらを受け、当町では、令和元年10月に町立学校の在り方検討会を発足し、目指す児童・生徒像、小学校の統合、小中一貫教育等について検討を重ねました。その結果、小学校の統合を捉え、小学校1校、中学校1校、そして隣接しているという好条件を生かして小中一貫教育を推進することが望ましいとの意見でまとまり、具申書が提出されました。

具申書を受け、令和3年5月には五霞町立統合小学校及び小中一貫教育準備委員会が発足しました。小中一貫教育も含めた魅力ある特色ある学校づくりの実現に向けて、約2年8か月にわたり協議をいただき、令和6年1月、最終答申をいただきました。

答申された内容は、教育委員会、総合教育会議で決定し、準備を進め、令和6年4月1日の五霞町立五霞小学校開校を経て現在に至っております。

1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございました。

正直、一貫教育ということにつきまして、御父兄の方もどういうふうにならっていくのかと。外観を見れば、近代的に生まれ変わったわけですけども、教育内容はどうかと。どうして小中一貫校にするんだろう。今までの教育では、いけないのだろうかという疑問を持たれる方もいたのではないかと思います。

そこで、今回、小中一貫教育について質問させていただきましたけども、小中一貫教育。建っている場所ですね。中学校、小学校、本当に隣接していると。このような環境のもとであれば、小中一貫教育にしても、いろいろな面でメリットがあるのではないかなというふうに思いました。

先ほど、次長の答弁がありましたとおり、2年8か月の期間を要して協議した結果、小中一貫校教育がいいだろうという結論に達したということでございます。

本当に、これから町民も本当に期待しているだろうと思いますので、これからよろしくお願いしたいなというふうに思います。

そういうことで、2点目、次へお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

なお、答弁に伴う参考資料の配付依頼がありましたので、御手元に配付しております。教育次長。

○教育次長（山田 浩君）1項目2点目、従来の教育との相違点について御答弁申し上げます。

これまでとの最も大きな違いは、義務教育9年間を通して一貫した指導・支援の共有と実践ができるという点でございます。

お配りしました五霞町小中一貫教育グランドデザイン。こちらの資料を御覧ください。

こちらは、昨年9月に作成しました五霞町小中一貫教育推進基本計画の抜粋でございます。五霞町小中一貫教育が、一目で分かるグランドデザインとなっております。これをもとに、五霞町立学校の全ての教職員が、本町の目指す子供像に向けて9年間を通じて一丸となって取り組んでおります。

実践の一例を申し上げますと、冒頭、議員の説明にもございましたが、小・中学校の教員がそれぞれの専門性を生かして、それぞれの学校に出向き授業を行う相互乗り入れ授業や合同行事の実施など、様々な教育活動が展開されております。

また、小学校、小学生の児童にとって、自己が成長する時に目指すべき先輩が近くにいることで、中学校生活へのイメージが持ちやすくなります。これにより、新しい環境下での学習や生活に不応を起す、いわゆる中1ギャップの解消につながることも期待できます。

小中一貫教育の実施により、教育課程の工夫ができることで教育活動の幅も広がり、より魅力ある学校づくりを目指すことが可能となっております。

2点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

先ほど、教育委員会より、グランドデザインについてということでチラシを配っていただきました。

一番下のほうに、9年間の一貫した指導・支援の教育と実践ということで記載があります。

今までは、従来ですと、1年生から6年生、小学校を卒業して、今度は中学校で中学1年から3年生と。そういった形で分けてきたものを、9年間を一貫して教育するということですね。そこに書いてあるとおりですね。1年生から4年生は基礎期です。基礎を固める時期と。5年生から7年生。7年生というのは、中学1年生ですけども、この期間を習熟期として捉えて教育すると。最後、8から9年生。中学2年生から3年生ということですけど、こういう形で教育を指導していきますということです。

これを見ていますと、真ん中ですね。習熟期。5年生から中学1年生を一つの枠として捉えて教育すると。これを見てみますと、当然、先ほど答弁の中にありましたように、小学校から中学校に上がる場合の中学1年生のギャップと言うんですか。中学生になると、やはり環境が違いますと、慣れるまでに時間がかかると。それを埋めることができるのではないかと。ということで、5年生から中学1年生ということの一つのくくりとして捉えていくということです。これは有効な手段だろうなというふうに、私も思います。

これを見て気がつくんですけども、私は、前からスポーツは得意じゃないんですけど、スポーツは好きなんですけども、体力についても小中一貫教育の中では充実してほしいなという思いがあります。五霞町を取り巻く環境ですね。小学生を見てみますと、スポーツ少年団が五霞町単独のチームは全てなくなったということがあります。体力の衰えを危惧することも私あります。中学生になってきますと、やはり地域移行ということが叫ばれております。中学生部活動の地域移行。これは、土曜・日曜を地域の人たちで見てくださいねということだと思います。それらの理由としては、教職員の過重労働を緩和するためにそういう制度をとっていくということで、五霞町においてもそれに向けて今は取り組んでおります。

ちょっと極端な私の考えなんですけど、5年生から7年生。この期間ですね。小学校5年生、6年生、中学1年生。この辺を、小学生は今、スポーツをやる機会もなくなっておりますので、中学校の部活動、中学1年生と一緒に活動するような形態をとればいいのではないかと思います。小学校については、スポーツ少年団なんかも地域の父兄の方が見ている方がほとんどですね。ですから、少年団については、地域の人たちが見ているということで、中学校でこれからやろうとしている地域移行になじんでくるのではないかなと。そういうことで、前段として、そういうことを考えてもいいのではないかと。小中一貫校になったんだから、何となく抽象的じゃなくて、見て、具体的に小中一貫になったんだなというのが皆さんが明瞭に分かるような指導体制。スポーツを通じての指導体制の確立も検討していただきたいと考えております。

これは、ほかの地域ではおそらくやっていないと思いますので、やることになれば、ある程度学校のPRにもなるし、いい意味で学校教育がより充実してくるんだらうなと考えているところです。この辺のところも、検討の余地があるだろうと。

それと、昨日ですね、中学校の運動会へ招待を受けまして、私たち議員一同見学させていただいたわけですが、相当少ない。これは驚きました。130、150人ぐらいの生徒が運動会に参加していましたけども、随分少ないなというふうな印象を受けました。であればですね、せっかく小学校が隣にあるんだから、グラウンドも併設しているわけですよ。垣根も取っ払われてね。であれば、合同でやってもいいんじゃないかと。小学校・中学校交流の場として。これは極端な意見ですよ。そんなことできるはずないじゃないかというような意見もあるかもしれませんが、せっかく一貫校を引いたのであれば、それぐらいのことをやらないと、あまりPRも何もできない。一貫教育にしてもね。そういうところから一貫教育をPRしていくというようなことも一つの方策だろうというふうに私は考えています。

ぜひ、これからですね、少子化がますます加速しますので、中学校、小学校を単独でやるのもいいかもしれませんが、お互いに交流を深めていただきたいと。小学校と中学校ですね。交流。スポーツに限らなくてもいいんですよ。ほかの面でもどんどん交流を深めて、よりよい教育を実践していただきたい。

今年は、五霞町は教育元年だと言われておりますので、その辺のところを見直して、ぜひチャレンジしてほしい。チャレンジして失敗したらいしょうがないですけどね。これはやってみないと分からないことですからね。そういうところも、交流の場をどんどん含めてやっていただきたいなというふうに私は思っております。そういうことで、御検討のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）1項目3点目、今後の児童・生徒数と、それに伴う教職員数の推移について御答弁申し上げます。

初めに、教職員の種類について触れさせていただきます。教職員につきましては、茨城県教育委員会が任命し、県の予算で給与を支払う県費負担教職員と、五霞町教育委員会が任命し、町の予算で給与を賄う町負担教職員、この2種類がございます。

そのうち、県費負担教職員の定数につきましては、法律に定められた基礎定数と加配定数に区分されます。基礎定数は、学級数や児童・生徒数により算定されるものであるのに対し、加配定数は、各学校の様々な要件に応じて追加配置されるものでございます。一般的に基礎定数は、法律によって安定した定数であると言われる一方で、加配定数は県の予算に左右されることから、安定性を欠くと言われております。

他方、町負担教職員は、法律の対象とならない教育活動指導員や学校用務員、給食配膳員などがそれに当たります。町教育委員会が定める規則に準じて、町の会計年度任用職員として登用しております。

次に、児童・生徒数と教職員数でございます。今年度、五霞小学校には、292 人の児童が在籍しており、教職員数は、県費負担教職員が 24 人、町負担教職員が 8 人、合計で 32 人が在籍しております。同じく五霞中学校では、157 人の生徒が在籍しており、教職員は県費負担教職員が 25 人、町負担教職員が 5 人、合計で 30 人が在籍しております。

5 年後の令和 11 年度では、転入・転出、私立への入学などを抜きとして考えた場合、小学校で 180 人の児童が在籍予定であり、教職員は県費負担教職員が 16 人、町負担教職員が 8 人、合計で 24 人が在籍する予定です。同様にして、中学校では 144 人の生徒が在籍予定であり、教職員は、県費負担教職員が 19 人、町負担教職員が 5 人、合計で 24 人が在籍する予定です。なお、加配定数に関しては、県の予算により配置できない可能性もあることから、数には含めておりません。転入・転出や私立入学等を加味しておりませんので、一概には言えませんが、今年度と令和 11 年度の県費負担教職員の基礎定数だけを比較しますと、小学校では、学級数の減により 5 人の教職員が減少すると見込まれます。一方、中学校では、学級数に変更はないと思われますので、教職員数の増減はありません。

なお、加配定数につきましては、毎年、要件等を確認しまして当町立学校に該当するものがありましたら、茨城県に対し、申請してまいりたいと考えております。

3 点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4 番（山本芳秀君）ありがとうございます。

この質問に至った経緯は、これから少子化が叫ばれる中、教職員の方も、おそらく変更が出てくるだろうと。当然、増えるということはあまりないだろうと。減るだろうと。減ることによって、学校教育の質が落ちるようなことがあってはいけないだろうと。

先ほど、次長の答弁にありましたとおり、教職員は県のほうから配分されるということです。その配分で賄い切れない場合は、町負担で、退職した教員の先生方を雇い入れるというようなことです。

それについては、当然、ちょっと考えてみますとですね、業務というのは、先生が多い少ない、子供が多い少ない関係なく、やることは一緒なんです。ある程度のことはやらなくてはならない。小さい学校ほど、教職員の方に対して負担が大きくなるのしかかってくるのではないかなというふうに考えるところがあります。

大きい学校であれば、同じ行事を複数の先生が見る。ところが、小さい学校になると、1 人で行事をこなさなくちゃいけない場面も出てくるだろうと。そういうことによって、小さい学校の教員の負担が重くなるということは考えられるわけです。そうなれば、当然教育の質も落ちてくるだろうと。ましてや、昨今、教員の成り手不足が叫ばれておりますので、そういう悪い条件のもとで、五霞町で教員の方に働いてもらうのは大変気の毒であると。

であれば、そんなことがないように、5年後を見据えてですね、こういうことで教職員が少なくなる、業務が滞ることになる。であれば、予算を確保しておこうというようなことを前々から準備しておくことも必要であろうと思います。予算については、教育は、私、一番大事だと思っているんですよ。教育がおろそかになれば、その学校に、父兄の方々も見切りをつけつたくなるような場面も出てくるだろうと。ほかの学校へ転校させようとか、そういうことも出てくるわけですから、学校教育は、何が何でも充実させていかなければならない。これは、私の信念で、そういう意味で教職員数については適正な配置、過重労働にならないように配置をしていただきたい。そういう意味で、質問をさせていただきました。

5年後は、急激には変動しないというような答弁をいただきましたけども、やはりこれからは、そういうことも見据えておく必要があるであろうと思いましたので、質問させていただきました。

では、次をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）1項目4点目、指導主事、社会教育主事の業務内容について御答弁申し上げます。

指導主事及び社会教育主事に関しましては、それぞれの法律によって、市町村の教育委員会に配置することが定められております、言わば、教育の専門家でございます。

初めに指導主事でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第18条第2項において、市町村教育委員会の事務局に指導主事その他の職員を置くとの規定がございます。指導主事の業務についても、同条第3項において、教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事すると明記されております。さらに、同条第4項においては、指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならないと定められており、このように法律で定められている背景には、大きく二つの理由がございます。

一つは、教育は専門性が高い分野であること。もう一つは、行政職員だけでは、学校現場の実態や教職員の生の声を十分に把握することが困難であること。

このような背景のもと、当教育委員会では、指導主事に小中一貫教育の事業計画検討、学習指導案の見直し、教員に対しての授業づくり研修、教員の働き方改革、就学相談など、多岐にわたる事務を担当させております。

続いて、社会教育主事でございますが、こちらにつきましても、社会教育法第9条の2、第1項におきまして、都道府県及び市町村の教育委員会に社会教育主事を置くとの規定がございます。また、職務につきましても、同法9条の3第1項におきまして、社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与えると定められておりまして、同

2項では、学校、地域等の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとされております。

このような背景のもと、先ほどの指導主事同様、県内多くの市町村で教員籍の社会教育主事が配置されており、県西地区においては、10市町村全てにおいて教員籍の社会教育主事が配置されております。

議員の冒頭の質問の中で、小中一貫教育に併せて社会教育主事を配置したのでは、との質問がございましたが、そういうわけではなくて、家庭教育の重要性については、当教育委員会においては大きな課題として捉えております。そのような中において、第6次五霞町総合計画では、家庭・地域の教育力の向上を社会教育の最大のテーマとして掲げております。そのような背景のもと、今年度から新たに社会教育主事を配置したものでございます。

今年度の主な業務としましては、地域とともにある学校づくりを進めるための仕組み、いわゆるコミュニティスクールの立ち上げや、休日の部活動地域移行に向けた検討を進めているところでございます。これらの業務について、本年4月に配置しました社会教育主事を中心に、現在、進めております。

また、評価に関しましては、指導主事と社会教育主事で若干異なります。

指導主事に関しましては、茨城県職員の身分を有したまま派遣という形をとっております。よって、評価につきましては、県西教育事務所長が行います。

一方、社会教育主事に関しましては、茨城県職員を一旦退職し、現在は五霞町職員としての身分を有しておりますので、当町の規定に従いまして、教育長又は副町長及び私が評価者となり評価を行います。

4点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

教育主事、社会教育主事ですか。このような方というのは、なかなか一般の方々には、なじみが薄いであろうと。説明を聞いておりますと、大変重要なポストであるにもかかわらず、なかなか目立ってこない。

学校の中には、いろいろな役職の方がおります。校長先生、教頭先生とか、そのほかにいろいろな臨時の学校を退職した先生方が入っているというようなこともあります。

そういう意味でですね、やはりこれは、さっきの説明を聞いていますと、本当に中核をなすのが指導主事、社会教育主事であろうと思うわけですよ。この人たちが、能力を発揮していただいて、よい教育に力を貸していただかないと、学校教育はよくならないんだと思うわけです。

そういう意味で、私、特に指導主事ですか。指導主事さんというのは、学校の先生、教員の新しい新任の先生方を指導するというのを聞きました。それでは、堅いことを言うようですけども、これは重要なポストであろうというふうに思っております。

そういうポストであれば、誰が最終的に評価をするんだと。ただ、教育委員会の中でのではなくて、誰かが評価することによって、その人の能力が確かめられるということがあるわけなので、これは評価する。誰かしなくちゃいけないだろうというふうに思ったわけです。

先ほど、聞いていますと、指導主事については、県職員の身分を有するということで、県西事務所の方が評価をします。社会教育主事については、町職員の身分を有するということです。町職員ですね。ということで、教育長とか教育次長とか、そういう方が主に評価をすることです。

これはね、何の企業でもそうですけども、費用対効果で、社会教育主事については、こんなことを言うては失礼ですが、相当な金額を町は負担しているんだろうというふうに推測いたしますので、その点を考慮すれば、やはりより良い活動、日々の活動をやってほしいなと、学校教育のために尽くしてほしいなというような思いがありますので、ぜひ、この2名の方については、私もこれから注視していきたいと。どれくらいのことをやっていただけるんだろう、どのようなことをやっているんだろうというようなことは、教育委員会の中じゃなくて、議会からも注視していきたいなというふうに思っております。

教育については、大変重要なことなので、それくらいのことはしても、本人も納得していただけるのではないかなというような思いがありますので、質問をさせていただきました。

ということで、次をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め、1点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）2項目め、当町における未婚・晩婚化の傾向と対策についての1点目、現在、行われている婚活の成果についてお答えいたします。

まずは、現在の状況から申し上げます。

全国的に未婚化・晩婚化が進んでおりますが、町の未婚率については、令和2年の国勢調査での数値で27.25%と、茨城県内で第5位という高い順位となっております。

こうした状況を踏まえ、町では、これまで、五霞町結婚支援員協議会や埼玉県の近隣市町と協定を結んだ3市3町広域連携結婚支援協議会、また、茨城県が主体となって活動しているいばらき出会いサポートセンターやいばらきマリッジサポーターなどと連携し結婚支援事業を行ってきました。

そうした中、令和2年からは、新型コロナウイルス感染予防の影響により、対面でのイベントや相談会ができない状況が続いており、令和2年には、五霞町結婚支援員協議会は、活動を停止しております。

また、出会い方や希望者のニーズも変化してまいりました。地元のサービスでは、プライバシー面に不安があり、これまで結婚相談等への登録に抵抗のあった方にも比較的利用がしやすい、スマートフォン等で御自身を登録し、価値観診断テストの結果から相性のよい相

手を複数人紹介してくれるＡＩマッチングシステムや、婚活アプリなど、時間や場所等にとらわれずに活動できるようなものに変化しております。

こうした状況の中、いばらき出会いサポートセンターにおいても、令和３年からＡＩマッチングが導入されており、公開されたデータによると、実績として、令和４年度に交際を開始した会員のカップル組数が１,０００組を突破し、令和２年度から３倍以上になったと公表されております。また、お見合い件数も、令和２年度の約２.５倍以上の３,０７５組に増え、交際開始件数も令和２年度の４１５組から、令和４年度には１,３１９組となっています。ＡＩが相性のよい相手を紹介するシステムの導入や、女性については登録無料キャンペーンなどを行い、登録者数を増加させたことが好調の要因であると見受けられます。町単独での成果については、公表されていないため申し上げられませんが、県全体では、このように素晴らしい成果を上げている状況です。

引き続き、結婚支援に関する事業を実施してまいります。結婚する意思のある方が結婚できない原因の多くは、所得の安定や子育て支援の充実など、社会的構造な要因が多いものと考えておりますので、町としましては、結婚支援事業はもちろんのこと、少子化対策に関する施策を幅広く取り組んでまいります。

２項目め１点目の答弁は、以上です。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○４番（山本芳秀君）ありがとうございます。

冒頭、申し上げましたとおり、結婚支援ですね。五霞町を取り巻く環境を見てみますと、かなりの方が一人と。将来的には、その家が空き家になってくる家が多数出てくだろうということが危惧されるわけです。

これは、五霞町だけでないということであれば、それまでなんですけども、やはりこれは危機的状況であると。五霞町にとって危機的な状況。何十年後かには、みんな空き家になってしまうと。

であれば、既にそういう状況が予測つくわけですから、今からそれを少しでも解消できるようなことをやる必要があるんだろうというふうに思うわけです。

最初に課長のほうから答弁ありましたとおり、結婚支援につきましては、ＡＩマッチングとか、そんな形でかなりの茨城県では成果を上げているということです。しかしながら、五霞町でどれだけその効果が出ているのか、それは分かりませんということです。

これ、私の予想なんですけども、五霞町においては、余りその恩恵を受けていないのではないかなと思うわけです。周りの状況を見てみますとですよ。

ですから、ＡＩとか、そういうのもいいんですけども、ほかの方法も検討する余地があるんだろうなというふうに思うわけです。駄目なことをいつまでも続けておいても、何の効果も上がってこない。であれば、先ほど、ちょっと話が出ました結婚支援員協議会。これは、コロナの関係で今は休んでいるということでしょうけども、そのようなことをもう一回復活させてもらいたいなと。人が中に入って縁結びをするということです。

「成り手不足で駄目なんですよ」、「誰もいなかったんですよ」ということも聞いておりますけども、そういうことであれば、報酬を出してでも、そういう方にやっていただければなと思うんです。報酬ですね。ボランティアじゃなくて、報酬ですね。「幾ら幾らで、月に幾らだけ出すからお願いします」というようなことをやってもいいのではないかと。やる意味があるんだろうと考えるところです。それでも駄目だということであれば、これはやむを得ない面もあるんですけども、やってみる価値はあるのだろうなと思います。

それと、役場内の組織ですね。町民税務課が結婚関係を兼務しているよりは、結婚に関する課なり、部屋ですね。課。結婚支援課とかね。そういったものを新たに設置して、そこを軸として結婚支援をやっていただくことも一つの方法であろうというふうに思います。町民税務課が駄目だということではないですよ。いいんでしょうけども、ちゃんと色分けしたほうが効果を出しやすいのではないかなと、そういうふうに私は思うところです。ですから、知久町長にリーダーシップをとっていただいて、その辺のところを、役場の課の再編成ですね。それも一つの形にして取り上げてほしいなというふうに思うところがあります。大きな自治体になれば、それがあると思うんです。結婚に関する部門は、別の場所ですよというところもね。そういった形で検討いただければと。

大変難しい問題ですけども、そういうところもぜひ検討していただきたいなということです。

それでは、最後のほうよろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3項目め、1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、3項目め、定住促進住宅整備事業について。

1点目、優良賃貸住宅について御答弁のほうを申し上げます。

定住促進住宅整備事業につきましては、町が管理する未利用地や、今後、公共施設の集約を図り、未利用地となる土地において、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅を整備又は計画を行うことで、快適な住まい環境を創出し、町の定住促進や地域の活性化を図ることを目的としてございます。

町においては、これらについて、令和5年度から、原宿台、そして川妻地内で令和8年3月の工事完了を目指し、第1期事業として進めているところでございます。

その進捗につきましては、令和6年4月19日に行われた五霞町定住促進住宅整備事業公募プロポーザル審査委員会において、「キラリ 子育て ごか」が優先交渉権者として決定し、令和6年6月中に仮契約を締結し、その後、令和6年9月の議会承認を経て本契約を締結する予定となっております。

今後につきましては、当該事業者が建物設計から建設、管理運営等について30年間行っていくということから、町と事業者における綿密な調整を図り、子育て世帯が興味を持ち、

積極的に入居いただけるよう、家賃設定などについて細部にわたる適切なルールを設定し、事業の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

また、入居開始の時期につきましては、事業の進捗状況にもよりますが、令和8年4月を予定し、募集の期間は令和7年4月から11月頃までを予定してございます。これらにつきましては、早い段階で広報やホームページなどを活用して広く周知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

優良賃貸住宅につきましては、五霞町においては、本当に今までにない事業だろうというふうに思っております。これにより少子化対策、人口減少対策にもかなり効果が及ぶだろうというふうに思っておりますので、早い時期に町民にもPRしていただきまして、この事業が無事成功のうちに終わることを願いたします。ぜひ、これからもよろしくお願いいたします。

では、続きまして、2点目を願いたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）3項目2点目、新たな企業誘致を見据えた住宅環境の整備について御答弁申し上げます。

まず、新たな開発につきましては、町の活性化と自主財源の確保を目的に、首都圏を視野に入れた広域的な商業・工業・流通などを中心とした新たな町の拠点づくりに向け、現在、事業を進めているところでございます。

企業誘致に関する考え方といたしましては、新たな産業団地におきましても、製造・物流系など業種を絞らず企業誘致を進め、町にとって有益な企業を誘致していきたいと考えているところでございます。

そういった中、企業誘致に際しましては、市街化区域内において社宅や社員寮の建設希望に見合う土地が見つからないなど、企業における就業者の住居ニーズに応えられない状況になっておりました。そのため、既存集落の維持・保全を図るとともに、五霞町への定住希望に応えられるよう、市街化調整区域においても住宅や店舗など、一定の用途の建築物の建築が可能となるよう、区域指定制度を令和5年3月から運用開始したところでございます。

さらに、区域指定制度の一層の推進により、住宅の整備及び定住の促進を図るため、土地利用推進バンクという土地所有者と住宅等の整備を希望する住宅メーカーなどのマッチングが行える制度、これらを茨城県宅地建物取引業協会の協力を得ながら、令和6年4月から運用を開始しており、民間事業者などから多くの問い合わせをいただいているところでございます。

これらの実績につきましては、区域指定制度においては、元栗橋地内と小福田地内において、合わせて2棟14戸のアパートが建築中であり、土地利用推進バンク制度においては、現在、1件の登録申し込みをいただいております。また、アパートや事務所、工場の建築に関することや、バンクへ登録できる土地かどうかの問い合わせが多数寄せられており、関心の高さが伺える状況となっております。

これらの状況を踏まえ、今後につきましても、バンクへの登録申し込みを促進するとともに、民間事業者などに対しては更なる制度の周知を図り、また新たな施策も検討しながら、住宅の整備促進につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

これにつきましては、現在、新たな産業団地の開発が進んでおります。それに併せまして、企業が進出して来ました。住まいがありませんということでは、どうにもならないだろうということで、やはりセットで企業誘致、住宅整備、このようなところはセットでやっていただきたいと思うところです。

今後ますます五霞町においても企業が張り付くような状況になってくるのではないかなと思います。そういうことで。

また、立地条件ですね。五霞町の立地条件を考えれば、住宅に住む場合でも、決して悪い条件はそろっていないだろうと。町内に駅はないにしても、近隣の市町に駅も近くにあるということで考えれば、やはり住宅整備は不可欠であろうというふうに思うところです。

既に優良賃貸住宅も間近にできるんでしょうけども、今後は、この旧役場跡地ですね。旧役場跡地をどうするか。この場所をどうするかという有効活用も検討の余地があるだろうと。やはり住宅ですね。住宅にすることは、ベストであろうというふうに考えるわけです。役場も近い、学校も近い、郵便局もある、農協もあるということで、住宅にすることによって、ますます利便性が高い土地利用になるのではないかなというふうに考えるところがありますので、先を見据えた計画をぜひ検討していただきたい。お願いしたい。

それと、企業誘致につきましては、現在、物流系が多いと、誰も言っているんですけども、ではなくて、先ほど課長答弁にありましたとおり、商業・工業・流通それらを総合的に含めた企業誘致をしていただきたい。人が張り付く。人がすぐ張り付く。そういう企業誘致を心がけていただきたいなど、お願いしたいと思います。

そういうことで、今日の私の一般質問は全て終了いたしましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

明日6月11日の本会議は最終日となります。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）これにて散会をいたします。
大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時59分